

318

335



始



26.12.7.

伊藤忍軒編

高等海員になる迄

東京 光文書院藏版

8/8-375

高等海員になる迄目次

- 一、高等海員になる迄……………一
- 二、學校を卒業して高等海員になる迄の順序方法……………二
商船學校私費貸費入學案内……………三
- 三、普通海員から高等海員になる迄の順序方法……………一〇
日本海員掖濟會高等海員養成所入學案内……………一〇
- 四、普通海員就職手續……………一五
- 五、普通海員の給料……………二四
- 六、普通海員勤續手當規定……………二六
- 七、郵船會社水火夫精勤章規則……………三〇
- 八、船舶職員試驗規則……………三三

大正
5. 10. 6
内交

九、甲種船長試驗及試驗問題……………	三九
十、甲種一等運轉士試驗及試驗問題……………	四一
十一、甲種二等運轉士試驗及試驗問題……………	四三
十二、汽船甲種船長試驗及試驗問題……………	四五
十三、汽船甲種一等運轉士試驗及試驗問題……………	四六
十四、汽船甲種二等運轉士試驗及試驗問題……………	四七
十五、帆船甲種船長試驗及試驗問題……………	四七
十六、帆船甲種一等運轉士試驗及試驗問題……………	四八
十七、帆船甲種二等運轉士試驗及試驗問題……………	四九
十八、乙種船長試驗及試驗問題……………	五〇
十九、乙種一等運轉士試驗及試驗問題……………	五二
二十、乙種二等運轉士試驗及試驗問題……………	五四

廿一、湖川港乙種一等運轉士試驗及試驗問題……………	五五
廿二、湖川港乙種二等運轉士試驗及試驗問題……………	五六
廿三、丙種船長試驗及試驗問題……………	五六
廿四、丙種運轉士試驗及試驗問題……………	五八
廿五、機關長試驗及試驗問題……………	六〇
廿六、一等機關士試驗及試驗問題……………	六二
廿七、二等機關士試驗及試驗問題……………	六四
廿八、三等機關士試驗及試驗問題……………	六五
廿九、湖川港三等機關士試驗及試驗問題……………	六六
三十、發動機船三等機關士試驗及試驗問題……………	六七

附録 海軍志願案内目次

一、海軍志願兵……………	六八
二、海軍志願兵の資格……………	六八
三、海軍志願兵出願手續……………	七一
四、海軍志願兵徵募管區……………	七三
五、海軍志願兵の教育及職務……………	七五
六、海軍志願兵下士卒の服役期限……………	八〇
七、海軍下士卒行狀等級及上陸……………	八七
八、給與及被服……………	八九
九、病氣療養其他……………	九〇
十、休息、慰安、定期休暇、請願歸省……………	九二

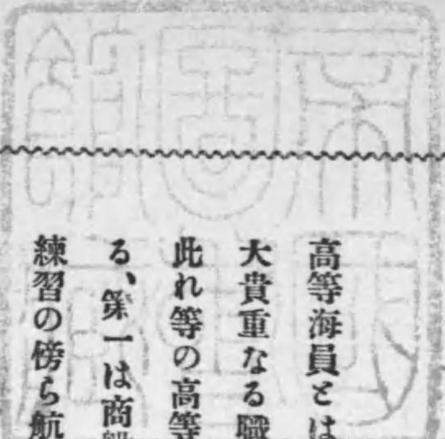
十一、外泊及海軍下士卒集會所……………	九三
十二、海軍下士卒官職等級及進級……………	九四
十三、海軍下士卒の俸給……………	九六
十四、海軍下士卒の加俸……………	九八
十五、海軍下士の叙位叙勳……………	九九
十六、海軍々人の恩給……………	一〇二
十七、海軍々人恩給規定……………	一〇三
十八、海軍筆記任用試験……………	一〇六

高等海員になる迄

一、高等海員になる迄

高等海員とは船長、機関長、運轉士、機関士等の如き船舶航行の首腦となり重大貴重なる職務に従事する高級船員を云ふのである。

此れ等の高等海員となる迄の順序方法は如何といふにそれには二種の進路がある、第一は商船學校を卒業してなる者と、第二は普通海員を志願して航海の實地練習の傍ら航海學を研究して遞信省施行の檢定試験に合格し海技免狀を得てなる者等である、即ち第一の商船學校出身者は何等の困難もなく高等海員となる事が出来るのであるから學問の素養と學資のある人は宜しく此の正則の順序を経て目的を達する様にするが得策である、然し事情に依り學校へ入學する事の



出來ぬ人は第二の方法を取るがよい、予は之れより順次項を追ひてその順序方法を記述して海員志願者諸君の参考に供そうと思ふ。

一、商船學校を卒業して高等海員

ごなる迄の順序方法

前述の如く商船學校を卒業すれば直ちに無試験にて高等海員に採用されるのである、その商船學校にも二種類ありて第一の東京市京橋區靈岸島にある東京商船學校は本邦唯一の最高航海學を教授する官立専門學校で卒業生は直ちに一、二等運轉士又は機關士の資格を得て多くは外國航路の大汽船の高級船員に採用される、第二は中學程度即ち甲種商船學校で之れは全國に散在して十二校ある、此等の卒業生の多くは支那南洋及近海航路の高等船員となり漸次進級して外國航路の大汽船の高級船員となるのである。

商船學校入學案内

學科 本校には航海科と機關科との二種ある。航海科は航海に關する高等な學術技藝を授け船長以下運轉士たるべき者を養成する目的で修業年限は五ヶ年半。機關科は機關に關する高等の學術技藝を授け機關長以下機關士を養成する目的で修業年限は五ヶ年である。而して本校の學生は海軍士官の豫備員として兵籍に編入されるのであるから學生は各料とも學科の外に砲術を修めねばならぬ。それで航海科は學期を分つて初級即ち第六級より第一級に至る六期に分ち、二ヶ年六ヶ月は本校に於て學術を授け、二ヶ年六ヶ月は練習船に於てし第一級の課程中に砲術を加へ六ヶ月間以内海軍砲術學校に於て砲術を練習の上卒業し機關科に在りては、五級より一級に至る五學期に分ち、二ヶ年の課程は本校で授け、二ヶ年の工術實習は長崎、横須賀等の機關工場に於てし、一ヶ年間の機關運轉實習は練習船に於てし始めて卒業するのである。

入學手續と入學試験 本校では毎年四月九月の二回生徒を募集する。入學志願者は募集のあつた際規定の願書に、受験地を指定し體格検査證を添えて出願する。入學資格は年齢十五年以上二十一年以下の者で本校の入學試験に合格した者でなければならぬ。即ち中學を卒業せぬ者でも志願する事が出来る但し中學卒業生にして品行方正學力優等なる者は無試験入學を許す規定である然し現今では無試験入學志願者が募集定員に超過するので選抜試験を行ふ。入學試験は豫備試験、選抜試験の二種である。豫備試験は本校及大阪、長崎、函館の海事局で行ふ、其學科目は數學、英語、國語、漢文、物理、化學、地理、歴史で選抜試験科目は數學と英語丈である普通の志願者は先づ豫備試験を受け、無試験入學者も定員の超過の場合には競争試験を受けねばならぬ。此の兩者の合格者は更に體格検査を受けねばならぬ。此の體格検査合格者は更に英語數學の二科について、選抜試験を受け之に合格して始めて入學を許される。

四

入學志願者心得 入學願書、入學試験等は上記の通りであるが更に出願者の注意すべき重なるものを擧ぐれば

- 一、入學志願者は官報の募集廣告に注意せよ
- 一、入學願書々式は生徒募集廣告中にあるから注意せよ
- 一、無試験入學を許可すべき人員の自費貸費共に募集人員は五分の二以内で之も募集廣告にある。
- 一、無試験入學者にして人員超過のため競争試験を受けて不合格であつた場合に、更に豫備試験を受けたい者は其旨を届け出る。但し此の場合には入學願書は差出すに及ばず。
- 一、徴兵適齡者でも入學を出願する事を得
- 一、入學志願者にして入學を許されたる者は現役兵又は第一補充兵に當籤しても、入營の前後を問はず本校へ入學出来る。

五

六、出願前に體格検査の上、本校規定に缺けて居るものは斷念して出願せぬがよい。

學資 本校には自費生と貸費生とある。學生の費用は本校一定の被服食料其他に供する爲め一ヶ月凡八圓とす。但し實習中食料又は報酬金を其船舶若くは機關工場等より支給する時は八圓より減額す。

貸費規定 本校は自費生徒が重なるものなれど學校より在學中の經費を貸與する組織がある。この貸費生は學生の出願により順次選抜して命するので卒業の後貸與金の完納を結了する迄は學校より指命する業務に従事して毎月俸給額の十分の一以上の金を以て學校の貸費を月賦法で返済せしむる。尙其他に毎學年毎に郵船會社より一定の人員だけ學校に依頼して社費で生徒を在學せしめ卒業後は同社の高等船員として航海に従事せしむるのである。

貸費生の募集數は年々の比例に依ると大抵募集人員の半數位であるから入學

試験の成績さへよければ必ず貸費生となり得る様である。

甲種商船學校の程度及所在地

甲種商船學校は高等小學卒業者又は之れと同等の學力を有する者を入學せしめ技能優秀なる海員を養成するを目的とし、修業年限は三ヶ年のもので四ヶ年のものとある、詳細なる規則を知らんとせばその學校へ照會するがよい、今その校名及所在地を掲ぐれば左の如し。

校名	所在地
應立函館商船學校	北海道函館
町立鳥羽商船學校	三重縣志摩郡鳥羽町
富山縣立商船學校	富山縣射水郡新湊町
島根縣立隱岐商船學校	島根縣周吉郡東郷村
郡立兒島商船學校	岡山縣兒島郡味野町

廣島縣立商船學校
山口縣立大島商船學校
香川縣立粟島航海學校
愛媛縣立弓削商船學校
佐賀縣立商船工業學校
鹿兒島縣立商船學校
私立鹿兒島商船學校

廣島縣豊田郡東野村
山口縣大島郡小松志佐村
香川縣三豊郡粟島村
愛媛縣越智郡弓削村
佐賀縣佐賀市
鹿兒島市
鹿兒島市

三、普通海員から高等海員になる迄の順序方法

普通海員から高等海員へ！それは中々困難な修業である、少くとも人並以上の刻苦努力を覺悟せねばならぬ、何となれば昔より航海者には一種特別なる海員

氣質なるものありて、明日もわからぬ命である飲めよ唄へよ金のあるだけ身體の續く限りなど、酒に溺れ女色に耽り、極端なる放縱生活を持續して遂に貴重なる一生を何の蓄もなく何の得る所もなく荒海の上に老朽ちる者が頗る多いのであるから、此の中に交りて堅く己を持し酒を警め女色を慎しみて職務に忠實に必要な學科を勉強すると云ふ事は容易でない然り容易ではないが出来ぬ事ではない必ず出來得る！必ず成功する！要は男子の精神一つである克己せよ努力せよ勉強せよ汝の目的を達する迄は！悪しき友と交はる勿れ放縱なる海員生活にとらわるとなれば明日も知れぬ命など、思ふ勿れ板子一枚下は地獄な、勿れ、それは昔の木葉船時代の舊思想である、今日の何千噸汽船は島の如く市街の如く巨然として海上に浮べる一、船長といふ城主の支配の下に規律整然たる海上王國が命に危険なければ心配もなく、萬里の蒼波を

は海員のみ味ふ處の唯一の快感である、その時間も嚴重に一定されてあるのだから、將來高^等の休息時間を無駄に過ごさず^に勉學する様にせねばなればよいか普通學は無^論必要であるが殊に數學、物理學、必要であるから充分に勉強せねばならぬ、斯の如くして航海履^修の年限節儉貯蓄し學資を貯金して、日本海員接濟會高等海員養成所に入^學に充分に勉強せば必ず高等海員となる事は出來得るのである。

日本海員接濟會高等海員養成所

日本海員接濟會高等海員養成所規則

第一條 高等海員養成所は普通海員にして高等海員の海技免狀を受有せんとする者又は既に免狀を有し尙ほ高等の免狀を受有せんと欲するものに必要なる學科を教授する處とす

第二條 高等海員養成所は品川、神戸、長崎及其他必要の地に置く

第三條 入學金及授業料は徴收せず、但し修學中其他一切の費用は自辦とす

第四條 高等海員養成所は航海學部及び機關學部を置く

第五條 學科課程は大要左の如し

△航海學部、數學、和漢文、海事法令大意運用術、航海術、

△機關學部、數學、和漢文、海事法令大意機關算法、機關術、

第六條 航海學部及機關學部共修業年限を定めず遞信省の海員試験に合格したる時を以て成業したるものとす

第七條 入學を許可すべきものは左の各項に適合する者たるべし

- 一、海技試験を受くるに適合すべき履歷及資格を有する者
- 二、体格強健視力完全なる者
- 三、品行方正なる者

四、本會の媒介に依り六ヶ月以上乗船勤務したる者（初めて高等海員となる時）

五、最後に勤務したる船舶の船長若くは機關長の證明書（第三號書式）を有する者（初めて高等海員となる時）

六、本會の主旨目的を賛し會員たる者但し海軍豫備役軍人にして入學志望者は二ヶ年以上本會々員として據金したる者に限り前項第四、五に適合せざるも妨げなし

第八條 入學の際學科試験を行はず

第九條 入學期は別に定めず隨時之を許す

第十條 入學志願者は左の入學申請書（第一號式）履歷書（第二號式）に船員手牒を添へて出願すべし

第十一條 生徒が寄宿舎に入合せん事を出願する時は人員の都合に依り許可す

第十二條 生徒にして左項の一に當る者は退學を命ずることあるべし

一、所則に違背する者、懶惰なるもの又は品行不良なる者

二、九十日以上缺席したる者

三、學力劣等にして成學の見込なき者

（第一號書式） 入學申請書

拙者儀航海學部（機關學部）の課程修業志望に付入學御許可相成度入學の上は貴所御規則等は嚴重に相守べきは勿論本人に關する一切の件は保證人に於て引受け貴所へ御迷惑相懸申間敷別紙履歷書相添此段申請候也

本籍地 何縣何郡何町何番地

本人 何之 誰

生年月日

現住所 何縣何郡何町何番地

欠

履 歴		船名若し くは修技 所の名稱	總噸 數×若し 積修若し 地技所 名	職名	乘船若し 就業の年月日 終業年月日	下船若し は下船若し は下船若し は下船若し
海技免狀を受有する時 は其種類番號及該免 狀に對する試験の場所 年月日	第 號				大正 年 月 日	
	免 狀				大正 年 月 日	
期間合計					大正 年 月 日	
大正年月日					大正 年 月 日	

大正 年 月 日
 現住所 何縣何郡何町何番地
 保證人 何之誰
 日本海員掖濟會高等海員養成所御中
 (第二號書式)

欠

火夫長	油差	火夫	木工	料理人	給仕
一一八、七〇〇	一一六、四〇〇	一三三、七〇〇	一一九、四〇〇	五〇、九〇〇	一五七、〇〇〇
二二〇、〇〇〇	一一九、〇〇〇	一三七、〇〇〇	二一〇、六〇〇	五〇、七〇〇	一二三、〇〇〇
三三五、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	一七三、〇〇〇	二二七、三〇〇	五〇、五〇〇	一一五、〇〇〇
一一六、〇〇〇	一一六、四〇〇	一三九、〇〇〇	一一八、五〇〇	一一三、〇〇〇	一五七、〇〇〇

社外船と云ふのは右に掲げたる各會社以外に個人の所有に係る船舶を言ふものにて俸給額も其船主に依り多少の差違あるは免れざるも大体に於て本表と同

尙ほ此の給料標準は本年三月以前に定められたるもので、近時航海業の盛大なるに依り各會社とも海員優待の一端として以上の標準額より二割乃至三割づゝ増給する事になれり

六、海員勤務手當規定

各汽船會社とも海員獎勵の目的を以て勤続手當規定が設けられてあるが今茲には日本郵船會社規則を摘記して見よう、他の大汽船會社のも殆ど同じ様なものである。

日本郵船會社水火夫勤続手當規則

第一條 會社船舶の甲板部、機關部員にして同一の船舶に滿一ヶ年以上誠實に勤続し引續き勤務する者には勤続手當を支給す、勤続手當を支給すべき者には勤続手當支給證明書を交附す、其雛形及之が記入方は取扱手續の定むる所に依る。

第二條 勤続手當は左の規定に依る

- 一、水夫長、火夫長、大工には勤続滿一ヶ年に至りたる時は其翌月一日より一ヶ月金一圓五十錢宛を支給し以後滿一ヶ年毎に一ヶ月金一圓宛を増し最高一ヶ月金七圓五十錢に至つて止む
- 二、舵取、甲板倉番、油差、機關庫番には勤続滿一ヶ年に至りたる時は其翌月一日より一ヶ月金一圓宛を支給し以後滿一ヶ年毎に一ヶ月金五十錢宛を増し最高一ヶ月金三圓五十圓に至つて止む
- 三、點火方、水夫、小汽罐番、火夫、石炭夫には勤続滿一ヶ年に至りたる時は翌月一日より一ヶ月金一圓宛を支給し以後滿一年毎に一ヶ月金四十錢を増し最高一ヶ月金二圓二十錢に至つて止む

第三條 第二條第三號の者第二號の職務に又第二號の者第一號の職務に進級し

たる時は左の規定に依り勤績手當を支給す

一、進級の日より滿一ケ年に達したる其月の末日迄は進級前に依りたる手當を引續き支給す

一、進級の日より滿一ケ年を経過したる時は其翌月一日より進級當りの前職務の勤績年數に依り現職務に於ける手當を支給す

第四條 第二條第壹號の者第二號の職に又第二號の者第三號の職に降級したる時は其翌月一日より降級當日の前職務の勤績年數に依り現職務に於ける手當を支給す

第五條 勤績手當を受くる者懲戒其他の處分を受けたる時は情狀に依り勤績手當の支給を停止し又は減額する事あるべし

第六條 左の場合に於て船員は本規則の勤績者たる資格を失はず但し下船中は勤績手當を支給せず

一、會社の都合に依り轉船を命せられたる時

二、會社の都合に依り下船を命せられたる者他船に就職せずして六ヶ月以内に再び以前船の船に雇入られたる時

三、職務負傷の爲下船療養したる者他船に就職せずして六ヶ月以内に再び従前の船舶に雇入られたる時

前項第二號に該當する者の下船中は之を勤務日數に算入せず

第七條 勤務手當に關する事項は監督課之を管掌す

附 則

第八條 會社が將來本規則を廢止又は變更することあるも本規則に依り現に受くる所の勤績手當は雇入契約の更新に拘はらず勤績中其額を變更せらるゝことなし

第九條 第十條は略す

水夫及火夫勤績手當月割表

勤績年限	第二條	第二條	第二條
	第一號の者	第二號の者	第三號の者
滿一年後	一圓五十錢	一圓	一圓
同 二年後	二圓五十錢	一圓五十錢	一圓四十錢
同 三年後	三圓五十錢	二圓	一圓八十錢
同 四年後	四圓五十錢	二圓五十錢	二圓二十錢
同 五年後	五圓五十錢	三圓
同 六年後	六圓五十錢	三圓五十錢
同 七年後	七圓五十錢

七、日本郵船會社水火夫精勤章規則

第一條 精勤章は水夫長又は大工にして滿七年以上會社の船舶に誠實に勤績し

技倆優等行狀方正の者を表章するの徽章とす

第二條 精勤章は幅一寸三分縦二寸五分の山形社章にして赤地は赤羅紗白地は銀色レースを以て製し左袖の上部に附着す

第三條 精勤章を受くる者には精勤加俸及制服を支給す

第四條 精勤加俸は一ヶ月金二圓乃至金五圓とし勤勞に應じ之を支給す

第五條 制服及其支給方法は別に定むる處に依る

第六條 精勤章を有する者會社の都合を以て下船を命せられたるときは其給料及精勤加俸の全額を給し外に一ヶ月金三圓の割を以て宿泊料を支給す

第七條 精勤章を授與し及精勤加俸額を定むるは水火夫取締の申出に依り社長之を決す

第八條 精勤章を有する者を解雇し又は不行狀其他不良の行爲ありと認むるときは精勤章及制服を收め之に屬する精勤加俸の支給を止むべし

八、船舶職員試験

船舶職員試験とは即ち高等海員たるの資格を得る試験である。左に該試験に関する規則及試験問題を記述して志願者諸君の参考に供す。

- 一、期日及場所 試験は東京海事局、大阪海事局、長崎海事局及函館海事局に於て執行す但し外國人に係る試験は東京海事局に於てのみ之を執行す而して其期日は八月を除き毎月十日とし當日休暇日なるときは順次之を延期す
- 二、受験資格 年齢二十年以上にして左に掲ぐる履歴の一を有する者は相當船舶職員試験を受くることを得
- 三、試験出願手續 試験を受けんとする者は定期試験に在ては試験期日七日前迄に臨時試験に在ては試験期日三日前迄に試験を行ふ管海官廳に左の書面を差出すべし

一、受験申請書

二、戸籍の謄本若は抄本

三、船舶職員法第六條第一號及第二號に該當せざることを證明書

備考 (船舶職員第六條第一號公權を剝奪せられ復權せざる者及公權停止中の者同條第二號家資分散又は破産の宣告を受け復權せざる者及身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者)

四、海技免狀を有する者は其寫

前項第二號の書類は外國人に在りては日本の官署又は本國領事の證明書を以て之に代ゆること得

履歴は左に掲ぐる書類を管海官廳の檢閲に供して之を證明すべし

- 一、商船に乗組みたる履歴は船員手帖又は之に準ずべき證明書
- 二、海軍艦船艇又は官廳若は公署の所屬船に乗組みたる履歴は當

署の辭令書證明書若は當該官吏の證明書

三、船舶の種類航路及職務の執行に關しては船舶所有者又は當該船證明書

四、學校若は機關工場に在りたる履歴は當該學校又は工場の卒業證書若證明書

五、海技免狀受有者は該免狀願書及履歴書書式左の如し

受驗申請書 (表面)

(試験の種類) 試験相受度就ては履歴書受驗資格に關する證明書及戶籍謄本(抄本) 相添此段申請候也

大正年月日

申請人 氏 名 現住所

裏面

海技免狀ヲ受有スルトキハ其種類ノ番號及該免狀ニ對スル試験ノ場所年月日	免狀	年月日
該免狀ヲ停止セラレタルトキハ其年月日及停止ノ期間	同上	年月日 停止期間
該免狀受有後又ハ海技免狀ヲ受有セザルモ既ニ試験ヲ受ケタルトキハ其試験種類場所年月日及不成立若クハ不合格ノ事由	受驗種類	受驗場所 年月日
	受驗種類	不成立又ハ不成立ノ事由

履歴書

氏名	出生年月日	族稱	本籍地
----	-------	----	-----

船名若ハ 修技所ノ 名稱	總噸數若 積石數	船舶種類 航路	船主氏名 若ハ修技 所ノ名	職名	乗船若ハ 就若ノ		下船若ク ハ業終ノ		在船若ク ハ執業ノ 期
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
					大正	大正	大正	大正	
					月	月	月	月	
					日	日	日	日	
					年	年	年	年	
					月	月	月	月	
					日	日	日	日	
					年	年	年	年	
					月	月	月	月	
					日	日	日	日	
期間合計					年	月	日		

受験申請人は手数料として體格検査に付ては二十錢學術試験に付ては左の金額を納付すべし但納付の方法は金額に相當する收入印紙を納付書に貼用し體格検査手数料は受験申請書と共に納め學術試験手数料は學術試験開始に先つ

て納付すべきものとす

- 甲種船長試験
- 汽船甲種船長試験
- 帆船甲種船長試験
- 機關長試験
- 甲種一等運轉士試験
- 汽船甲種一等運轉士試験
- 帆船甲種一等運轉士試験
- 乙種船長試験
- 丙種船長試験
- 一等機關士試験
- 甲種二等運轉士試験
- 汽船甲種二等運轉士試験
- 帆船甲種二等運轉士試験

五圓

三圓

二圓

三七

乙種一等運轉士試験
湖川港乙種一等運轉士試験
二等機關士試験

乙種二等運轉士試験
湖川港乙種二等運轉士試験
丙種運轉士試験
三等機關士試験
湖川港三等機關士試験
發動機船三等機關士試験

四、試験 試験は體格検査及學術試験とす體格検査に合格したる者にあらずれば學術試験を受くる事を得ず但體格検査に合格し學術試験に合格せざりし者體格検査を受けたる日より百日以内に再び同一の管海廳に試験を申請したるときは試験官吏の見込により體格検査を省略せらるゝ事あるべし

圖

學術試験は筆記試験とす但湖川港乙種一等運轉士試験湖川港乙種二等運轉士試験湖川港三等機關士試験及發動機船三等機關士試験には筆記試験を行はず筆記試験を受くべき者は之に合格するにあざれば口述試験を受くることは得ず

九、甲種船長試験及試験問題

- 一、汽船甲種船長試験を受くるに適合する履歴及一年以上横帆装置の航洋帆船に乘組みたる履歴を有すること
- 二、帆船甲種船長試験を受くるに適合する履歴一年以上横帆装置の航洋帆船に乘組みたる履歴及一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘り組みたる履歴を有すること

試験問題

(甲種一等運轉士試験及甲種二等運轉士試験の科目を合せ)

- 一、星の子午線經過時及子午線高度の推算法
- 二、星の高度に依り緯度の算法
- 三、大陰子午線經過時の推算法
- 四、大陰子午線高度に依り緯度の算法
- 五、子午線に近き太陽高度に依り緯度の算法
- 六、ナビール式自差表作成及用法

口 述

- 一、羅針儀据附及矯正の方法
- 二、假舵及救命筏の製作及用法
- 三、運轉自由を得ざる船舶の取扱方法
- 四、船體傾倒及船體應急修繕の方法

五、前數號の外船長の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項

十、甲種一等運轉士試験及試験問題

- 一、汽船甲種一等運轉士試験を受くるに適合する履歴及一年以上横帆装置の航洋帆船に乗り組みたる履歴を有すること
- 二、帆船甲種一等運轉士試験を受くるに適合する履歴一年以上積帆装置の航洋帆船に組みたる履歴及一年以上五百噸以上の航洋汽船に組みたる履歴を有すること

試験問題

(甲種一等運轉士試験 甲種二等運轉士試験の科目を合せ)

筆記

- 一、太陽方位角に依り羅針差の算法

- 四二
- 二、時辰儀及太陽高度に依り經度又は時辰儀違差の算法
 - 三、サムナー式算法
 - 四、潮時算法

口 述

- 一、下橋建其他圖材の取扱
- 二、舵及汽船の暗車作用
- 三、帆船の荒天運用方法
- 四、汽船の荒天運用方法
- 五、航海中船具の破損其他不慮の事變に會し之を處理する方法
- 六、海難に際し人命及船舶を救護する方法
- 七、颶風の説明
- 八、前數項の外本分の職務に關し試験官吏の必要と認むる事項

十一、甲種二等運轉士試験及試験問題

- 一、四年以上遠洋航路若は近海航路を航行する船舶に乗組み其運航に従事し其内少くも一年は積帆装置の帆船に又一年は五百噸以上の汽船に在りしこと

試験問題

筆記

- 一、普通作文
- 二、航海に關する用語の説明
- 三、面體積量及比例對數算法
- 四、航海日誌算法
- 五、緯線航行算法

- 六、マーケートル式又は中分緯度式に依り經緯度若は針路航程の算法
- 七、太陽子午線高度に依り緯度の算法
- 八、太陽の出沒方位に依り羅針遠差の算法
- 九、羅針自差の算法
- 十、海圖の用法

口 述

- 一、船具の取附及脱除
- 二、桅檣及帆架の揚降
- 三、測程具 測深具の説明並に用法
- 四、錨、錨鎖其他屬具の取扱
- 五、貨物債載法
- 六、帆の取扱

- 七、帆船の常時運用方法
- 八、汽船の常時運用方法
- 九、六分儀の用法及矯正法
- 十、羅針自差の測定方法
- 十一、海上衝突豫防法
- 十二、萬國船舶信號法
- 十三、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項

十二、汽船甲種船長試験及試験問題

- 一、甲種一等運轉士免狀又は乙種船長免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋帆船に乗組み一等運轉士の職を執りたること
- 二、乙種船長免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋帆船に乗組み船長の職を

執りたること

四六

試験問題

汽船甲種船長試験は前に掲ぐる相當試験の科目中口述に於て帆船の運用に關する事項を除くの外總て同一とす

十二、汽船甲種一等運轉士試験及試験問題

- 一、甲種二等運轉士又は乙種一等運轉士免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み二等運轉士の職を執りたること
- 二、乙種一等運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み一等運轉士の職を執りたること
- 三、甲種二等運轉士免狀又は乙種一等運轉士免狀を有し二年以上千噸以上の航洋汽船に乘組み三等運轉士として執務したること

試験問題

汽船甲種一等運轉士試験は前に掲ぐる相當試験の科目中口述に於て帆船の運用に關する事項を除くの外總て同一とす

十四、汽船甲種二等運轉士試験及試験問題

- 一、四年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み及運航に従事したること

試験問題

汽船甲種二等運轉士試験は前に掲ぐる相當試験の科目中口述に於て帆船の運用に關する事項を除くの外總て同一とす

十五、帆船甲種船長試験及試験問題

- 一、甲種一等運轉士免狀を有し一年以上遠洋航路を航行する帆船に乘り組み

四七

船長の職を執りたること

四八

- 二、甲種一等運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋帆船に乗り組み一等運轉士の職を執りたること
- 三、丙種船長免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋帆船に乗り組み船長の職を執りたること
- 四、丙種船長免狀を有し一年以上五百噸以上の遠洋帆船に乗り組み一等運轉士の職を執りたること

試験問題

帆船甲種船長試験は前に掲ぐる相當試験の科目中口述に於て汽船の運用に關する事項を除くの外總て同一とす

十六、帆船甲種一等運轉士試験及試験問題

- 一、甲種二等運轉士免狀を有し一年以上遠洋航路を航行する帆船に乗り組み一等運轉士の職を執りたること
- 二、丙種運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上若は二千石以上の航洋帆船に乗り組み一等運轉士の職を執りたること
- 三、甲種二等運轉士免狀又は丙種運轉士免狀を有し一年以上三百噸以上若は三千石以上の航洋帆船に乗り組み二等運轉士の職を執りたること

試験問題

前に掲ぐる相當試験の科目中口述に於て汽船の運用に關する事項を除くの外總て同一とす

十七、帆船甲種二等運轉士試験及試験問題

- 一、四年以上遠洋帆船に乗り組み其内少くも一年は二百噸以上の遠洋航路若

四九

- は近海航路を航行する帆船に乗り組み其運船に従事したること
- 二、丙種運轉士免狀を有し一年以上航洋帆船に乗り組み船長の職を執りたること

試験問題

前に掲ぐる相當試験の科目中口述に於て汽船の運用に關する事項を除く外總て同一とす

十八、乙種船長試験及試験問題

- 一、乙種一等運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乗り組み一等運轉士の職を執りたること
- 二、乙種一等運轉士免狀を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乗り組み船長の職を執りたること

- 三、乙種一等運轉士免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乗り組み二等運轉士の職を執りたること

試験問題

(乙種一等運轉士試験及乙種二等運轉士試験の科目を合せ)

筆記

- 一、太陽子午線高度に依り緯度の算法
- 二、太陽出沒方位に依り羅針違差の算法
- 三、潮時算法

口述

- 一、汽船の舵及暗車作用
- 二、汽船の荒天運用方法
- 三、航海中船具の破損其他不慮の事變に會し之を處理する方法

- 四、海難に際し人命及船舶を救護する方法
- 五、六分儀の用法及矯正法
- 六、颶風の説明
- 七、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項

十九、乙種一等運轉士試験及試験問題

- 一、四年以上百噸以上の航洋汽船に乗り組み其運航に従事したること
- 二、乙種二等運轉士免狀を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乗り組み一等運轉士の職を執りたること
- 三、乙種二等運轉士免狀を有し一年以上五十噸以上の汽船に乗り組み船長の職を執りたること

試験問題

(乙種二等運轉士試験の科目を合せ)

筆記

- 一、普通作文又は文章の解讀
- 二、加減乗除應用及面體積量算法
- 三、航海日誌算法
- 四、羅針自差の算法

口述

- 一、錨、錨鎖其他屬具の取扱
- 二、貨物積載法
- 三、帆の取扱
- 四、羅針自差の測定方法
- 五、萬國船舶信號法

六、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項

二十、乙種二等運轉士試験及試験問題

一、三年以上汽船に乗り込み其の運航に従事したること

試験問題

筆記

一、航海日誌の記載

二、海圖の用法

口述

一、羅針儀の説明并に用法

二、測定具、測深具の説明并に用法

三、汽船の常時運用法

四、海上豫防法

五、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項

二十一、湖川港乙種一等運轉士試験及試験問題

一、湖川港乙種二等運轉士免狀を有し一年以上免許を受けんとする湖川港内に在りて百噸以上の汽船に乗り組み船長の職を執りたること

試験問題

口述

一、舵及推進器の作用

二、汽船運用法

三、船舶衝突豫防の方法

四、船舶の航行すべき區域の地理

五、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項

二十二、湖川港二等運轉士試験及試験問題

一、一年以上汽船に乗り組み免狀を受けんとする湖川内に在りて其運航に従事したること

試験問題

前に掲ぐる湖川港乙種一等運轉士試験の科目に依り小汽船の運用方法に付て試験するものとす

二十三、丙種船長試験及試験問題

一、丙種運轉士免狀を有し一年以上二百噸以上若は二千石以上の航洋帆船に乗り組み一等運轉士の職を執りたること

二、丙種運轉士免狀を有し一年以上百噸若は千石以上の航洋帆船に乗り組み船長の職を執りたること

三、丙種運轉士免狀を有し一年以上三百噸以上若は三千石以上の航洋帆船に乗り組み二等運轉士の職を執りたること

試験問題

(丙種運轉士試験科目を合せ)

筆記

- 一、航海日誌算法
- 二、太陽子午線高度に依り緯度の算法
- 三、太陽の出沒方法に依り羅針遠差の算法
- 四、潮時算法
- 五、羅針自差の算法

口 述

五八

- 一、桅檣及帆架の揚降
- 二、帆船の荒天運用方法
- 三、航海中船具の破損其他不慮の事變に會し之を處理する方法
- 四、海難に際し人命及船舶を救護する方法
- 五、六分儀の用法及矯正法
- 六、羅針自差の測定方法
- 七、颶風の説明
- 八、前數項の外船長の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項

一二十四、丙種運轉士試験及試験問題

- 一、四年以上二十噸若は二百石以上の航洋帆船に乗り組み其運航に従事した

ること

試験問題
筆記

- 一、航海日誌の記載
- 二、加減乗除應用及面體積量算法
- 三、海圖の用法

口 述

- 一、羅針儀の説明並用法
- 二、船具の取附及脱除
- 三、測定具、測深具の説明並用法
- 四、錨、錨鎖其他屬具の取扱
- 五、貨物積載法

五九

- 六、舵の取扱
- 七、汽船の常時運用方法
- 八、海上衝突豫防方法
- 九、萬國船舶信號方法
- 十、前數項の外本分に關して試験官吏に於て必要と認むる事項

二十五、機關長試験及試験問題

- 一、一等機關士の免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘組み一等機關士の職を執りたること
- 二、一等機關士の免狀を有し一年以上三百噸以上の航洋汽船に乘り組み機關長の職を執りたること
- 三、一等機關士の免狀を有し二年以上千噸以上航洋汽船に乘り組み二等機關

士として執務したること

試験問題

(一等機關士試験二等機關士試験及三等機關士試験の科目を合せ)

筆記

- 一、汽船強力、汽鐘強力、螺旋螺距、温度、蒸氣膨脹、圓材方材の應力、開立應用問題流力圖書に關する算法

口述

- 一、熱及流機流罐に於ける熱の効力及害
- 二、流機流罐各部に要する諸強力の説明
- 三、流機流罐材料の説明
- 四、流機各部の磨擦力と推進力との關係
- 五、蒸氣及其膨脹力使用に基き各種流機比較の概要

- 六、滑辨の働作汽力器の説明
- 七、汽機汽罐の要部及炭量水量等の割合
- 八、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項

一二十六、一等機關士試験及試験問題

- 一、四年以上三百噸以上の航洋汽船に乘組み機關運轉に従事したること
- 二、二等機關士の免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘り組み機關長の職をとりたること
- 三、二等機關士の免狀を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乘り組み機關長の職を執りたること
- 四、二等機關士の免狀を有し一年以上五百噸以上の航洋汽船に乘り組み機關士として執務したること

試験問題

(二等機關士試験及三等機關士試験の科目を合せ)

筆記

- 一、重量、炭質、速力、安全辨、唧筒、馬力、開平應用問題等に關する算法

口述

- 一、汽機汽罐各部組成の理解
- 二、各種の汽機汽罐構造及利害の説明
- 三、各種の滑辨働辨機及推進器の説明
- 四、車軸の中心及滑辨位置の整調
- 五、馬力の説明
- 六、汽機汽罐に屬する諸器製造の理解
- 七、前數項の外本分の職務に關し試験官吏に於て必要と認むる事項

二十七、二等機關士試験及試験問題

- 一、三年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み機關に従事したること
- 二、三等機關士の免狀を有し一年以上五十噸以上の汽船に乘り組み機關長の職を執りたること

試験問題

筆記

- 一、普通作文又は文章の解讀
 - 二、分數、小數、比例、面體積量算法
- 口述
- 一、汽機汽罐組成の概要
 - 二、汽機の毀損し易き部分及之に對する注意

- 三、汽罐の腐蝕燒損其他毀損を來す原因及其豫防法
- 四、航行中及碇泊中汽機汽罐に要する注意
- 五、前數項の外本分の職務に關し試験官吏の必要と認めたる事項

二十八、三等機關士試験及試験問題

- 一、三年以上汽船に乘り組み機關運轉に従事したること

後
 二等機關士の免狀を有し一年以上五十噸以上の汽船に乘組み機關長の職を執りたること

試験問題

筆記

- 一、機關日誌記載

口述

- 一、汽機汽罐検査の方法
- 二、汽機汽罐各部の効用
- 三、汽機汽罐に屬する諸器の効用及用法
- 四、汽機汽罐の取扱及運轉方法
- 五、汽機汽罐の損所を修繕する方法
- 六、運轉中汽機汽罐に不慮の危害を生じたる時の處置
- 七、前數項の外本分の職務に關し試験官吏の必要と認むる事項

二十九、湖川港二等機關士試験及試験問題

- 一、二年以上汽船に乗り組み機關運轉に従事したること

試験問題

三等機關士試験の科目中筆記、試験及口述試験中第三號を除く

三十、發動機船二等機關士試験及試験問題

- 一、一年以上蒸氣以外の原動力に依りて運轉する機關を備ふる船舶に乗り組み機關運轉に従事したること

試験問題

口述

- 一、石炭發動機に於ける瓦斯の發生點火の装置及發動の理解
- 二、石油發動機に屬する諸辨の動作燐燒室及吸鏑の構造緩急及反轉の装置
- 三、石油の種別其貯藏及注入の装置
- 四、磨擦部瓦斯發生臺同燃燒臺其他の動作部に對する注意及一般の取扱ひ方

附録海軍兵志願案内目次

一、海軍志願兵

海軍兵は本則としては陸軍同様徴兵法に由るのであるが志願兵も亦採用する、其の兵種は左の六種に區別されてあるから志願者はどれでも自分の好む所の兵種を選んで志願する事が出来るのである

- 一、水兵 二、軍樂生 三、木工 四、機關兵 五、看護 六、主厨

二、海軍志願兵となる資格

年 齡

- 一、水兵、機關兵は年齢十七年以上二十一年未滿

二、軍樂生は年齢十六年以上十九年未滿

三、木工、看護、主厨は年齢十七年以上二十六年未滿

四、志願兵の年齢は徵募年の十二月三十一日を期限として計算す

體 格

體格は左表の如き身體検査標準により強健なる者を採用する事になつて居る

兵 種	身 長	體 重	胸 圍	胸廓擴張	活 量
水兵	五尺二寸	十三貫目	五尺六寸	二寸	三、〇〇〇 <small>立シテノ力</small>
機關兵	五尺二寸五分	十三貫目	二尺五寸五分	二寸	三、〇〇〇
看護兵	五尺一寸七分	十二貫目	二尺五寸七分	二寸	三、〇〇〇
特例	五尺一寸七分	十二貫目	二尺五寸五分	一寸八分	三、〇〇〇
木工	五尺	十二貫目	二尺五寸	一寸八分	二、八〇〇
主厨	五尺	十二貫目	二尺五寸	一寸八分	二、八〇〇
軍	五尺	十二貫目	二尺五寸	一寸八分	二、八〇〇

生	樂
十七年以上	五尺一寸
十八年以上	五尺二寸
	十三貫目
	四尺五寸五分
	二尺六寸
	二寸
	二寸
	二、九〇〇
	三、〇〇〇

七●

學 術

志願兵に對しては簡易なる學科試験を行ふ事になつて居るが學科目及程度等は別に定まつて居らぬ、然し苟も志願兵として大に出世せんとする者は高等小學卒業以上の學術を勉強して置かねばならぬ、尙ほ軍樂生及看護志願者には左記の學科試験がある

- 讀 書 平易なる漢字交り文
- 作 文 通俗文
- 算 術 四則

志願の資格なき者

- 一、陸軍の豫備役後備役及第一補充兵役にある者
- 二、徴兵令條廿八條に該當する者
即ち志願前に於て兵役を免れんが爲め不正行爲をなしたる者
- 三、禁錮以上の刑に處せられ又は賭博犯の處分を受けたる者
- 四、刑事被告人
- 五、復権を得ざる家資分散者破産者若しくは其の相續人
- 六、身代限の處分を受け負債の辨償を終へざる者若しくは其相續人

三、海軍志願兵出願手續

海軍志願兵は左記書式に依り願書を認め毎年十二月二十日迄に市町村長を經由して府、縣知事に差出すのである

海軍志願兵採用願

七二

本籍

現住所

族籍戸主(戸主ニアラザレハ戸主トノ續柄) 職業(志願者ノ現在職業)

氏名印

何年何月何日生

出產地 何市(縣)何郡市島區何町何村

修學程度 尋常高等小學校(修業年限何ヶ年)卒業若シクハ何科何學

年修了 但小學校令改正以前ノ者ハ其ノ旨ヲ記入ス

右某儀海軍何兵(機關兵或は何々)(二兵種以上ノ希望アルモハ其ノ順序ニ列記ス) 志願ニ付御検査ノ上採用相成リ候様其筋へ御申立被下度此段相願候也

年 月 日 右氏 名 印

府縣知事 殿

四、海軍志願兵徵募管區

海軍志願兵は旅順鎮守府以外の各鎮守府で徵募し採用の上は所屬鎮守府海兵團に入團させるのであるが軍樂生だけは當分の中横須賀海兵團に入團させることになつてゐる

○備 考

一、志願兵の入團期日は毎年六月一日であるが必要に應じて之を變更するこ
ともある

二、志願者の検査所は一地方廳管轄地の廣狹及志願者の多少によつて検査に
便利な場所を選び概ね一郡市に一箇所を設ける但志願者が二十人に満たな

七三

い郡市では検査所を設けないで便宜の検査所に集合して検査を旋行するこ
とがある

前項但書の場合でも地形によつて實際集合に不便な時には特に検査所を設
けることもある

海軍志願の徴募區は左の通りである

海軍志願兵 徴募區	所管鎮守府	廳	府	縣
第一	横須賀鎮守府	北海道、青森、巖手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、静岡、愛知、三重、		
第二	吳鎮守府	和歌山、奈良、大阪、兵庫 <small>但馬國ヲ除ク</small> 、岡山、廣島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、		
第三	佐世保鎮守府	大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿兒島、宮崎、沖縄、		

第四	舞鶴鎮守府	秋田、山形、新潟、長野、富山、石川、岐阜、福井、滋賀、京都、兵庫 <small>但馬國ヲ除ク</small> 、鳥根、鳥取、
----	-------	--

○備考

一、所管徴募區内で合格者の員数が所要採用員數に充たない時は他鎮守府司令官に協議して該鎮守府徴募の者を以て補充することがある

五、海軍出身志願者身體検査格例

第一條 海軍出身志願者身體検査に於て合格とすべきもの左の如し

一、甲種 身體強健精神異状なく全身の發育對稱完全にして海軍軍人の服役に適するもの

二、乙種 は甲種に亞くもの（甲種より少しく劣るものを云ふ）

第二條 左の各號に該當するものは不合格とす

一、高等武官、各候補生、學生（軍醫學生、藥劑學生、主計學生、造船學生、造兵學生を云ふ以下同じ）生徒（兵學校生徒、機關學校生徒を云ふ以下同じ）筆記志願のものに在ては身長五尺體重十二貫目、胸圍二尺五寸三分、胸廓擴張一寸八分、活量二千八百立方仙迷百七十一立方英寸）に達せざるもの但し生徒志願のものにして十七年未滿、（検査時の年齢以下同じ）なるときは體重十一貫五百目胸圍二尺四寸八分以上にして發育の見込あるものは合格と爲すことあるべし

二、水兵、機關兵、鍛冶、看護志願のものに在ては身長五尺二寸、體重十三貫目、胸圍二尺六寸胸廓擴張二寸活量三千立方仙迷百八十三方英寸に達せざるもの但し十七年未滿なるときは身長五尺一寸五分、體重十二貫七百目胸圍二尺五寸七分以上にして發育の見込あるものと爲すことあるべし

三、木工、主厨志願のものは十七年未滿に在ては身長五尺、體重十二貫五百

目、胸圍二尺五寸五分胸廓擴張一寸八分活量三千立方仙迷百八十三立方英寸に達せざるもの

四、軍樂生志願のもの十七年未滿に在ては身長五尺、體重十二貫目、胸圍二尺五寸、胸廓擴張一寸八分、活量二千八百立方仙迷百七十一立方英寸滿十七歳以上に在ては身長五尺一寸體重十二貫五百目、胸圍二尺五寸五分、胸廓擴張二寸活量二千九百立方仙迷百八十四立方英寸に達せざるもの

五、身長、體重、胸圍及活量、前諸號の規定に達するも著しく其交互の對稱を失するもの

六、身體發育の不全、體質の薄弱、傷疾疾病に起因する全身衰弱

七、白痴、精神異常、言語障礙、知覺及運動麻痺

八、全身皮膚殊に頭皮の慢性病腋臭微毒及外傷等の癩痕著しきもの

九、頭部頸部面部の畸形及著しき頭蓋骨折傷、陷凹斜頸腺の腫大

- 十、視力二十の二十に達せざるもの、識色不全、斜視、涙管瘻、眼瞼下垂或は翻轉但し軍醫官、藥劑官、主計官、造船官、造兵官、少軍醫候補生少藥劑士候補生少主計候補生及學生志願のものに在ては視力五十の二十以下筆記志願の者に在ては視力三十の二十以下の近視は合格となすことあるべし
- 十一、聾、聽力遲鈍、鼓膜鼓室の疾病
- 十二、鼻骨鼻軟骨の疾病鼻茸、鼻粘膜慢性病
- 十三、咽喉口峽口蓋及舌の疾病齒齦及齒質不良若は齒數不足（大齡齒に在ては三箇以上其の他の齒牙に在つては大齡齒を併せ五箇以上の齶蝕又は缺亡（但し高等各武官候補生學生生徒志願に在ては齶蝕又は缺亡の數之より超過するも上下顎齒對向の狀況填塞義齒裝用の有無を酌量して合格と爲すことあるべし）下顎運動の障碍及軍樂生に在ては齒列不正
- 十四、胸廓の畸形扁平陥沒呼吸短促聲音嘶啞、呼吸器及血行器疾病

- 十五、臍部の腫脹膨滿腹輪の弛緩脱腸胃腸脾肝腎等の疾病
- 十六、下疳、痲疾尿道狹窄、尿道瘻、睪丸副睪丸及精系の疾病
- 十七、痔疾、痔瘻脚肛扁平「コンデロマ」
- 十八、四肢の薄弱畸形、又は傷痍疾病に起因する歪形關節運動の障碍、靜脈怒脹著しき扁平足
- 十九、脊梁骨盤の畸形又は傷痍疾病に起因する歪形運動の障碍
- 二十、前諸號の外急治の目的なき傷痍疾病
- 二十一、遺博性及發作性疾病の證跡あるもの
- 第三條 前條に掲ぐるもの、内輕症にして風土氣候に關せず海軍々人の服役に堪ゆる見込あるものは合格となすことあるべし
- 體動に障碍なき瘦體肥體々毛過冗軀幹若は四肢の不同膝内彎、膝外彎、齒牙及消化器の異、常靜系靜脈怒脹等輕度のものに成年者に限り合格と爲すことある

第四條 高等武官各候補生、學生、志願のものに在ては第二條第六號以下の諸狀況あるも其輕度ものは職務を參酌して合格と爲すことあるべし

六、海軍志願兵の教育及職務

一、水兵 水兵を分つて一等より五等迄とし始めて海兵團に入團する者を五等水兵となす、教育科目は砲術及運用術を本科とし、尙別科として左の科目を教授せらる、即ち體操、砲彈裝填術、拳銃教練、銃劍術、水雷術の初歩、橋桁登攀法、手旗信號法、普通學、口達傳令法及報告法、水泳術等である、其の教育期間は約六ヶ月以内で總て海兵團に於て教授さる、學期の終りたる時は卒業試験を行ひ及第者は四等水兵に進められ茲に始めて軍艦乗員として海上勤務に就くのである

水兵とは如何なる職務に従事する者なるか、今其の職務の大要を略記すれば戦時に於ては大砲を使用して敵艦隊或は潜行艇隊を砲撃し砲臺や要塞を砲撃破壊し、又潜行艇に乗込みて敵艦を襲撃し或は水雷を沈設して敵艦を爆沈し又は小銃野砲等を携へて敵地に上陸し陸軍兵を掩護する等總て敵と合戦奮闘するの役に當り、平時に於ては以上の事に關する操練演習或は軍艦の保存手入れ等の雜務に従事するのである、又二等水兵以上に進級したるものは水雷學校、砲術學校及運用術練習艦に到つて各練習をなし特習科の教程を履む事が出来る、特習兵に對しては修業證を授與せられ相當の加俸を給せられるのである。又四年水兵より信號術練習生若しくは喇叭術練習生となる事もできる。教育期間は兩者とも約五ヶ月で其教育科目は信號術練習生にあつては信號器具信號法及諸規程砲術等で喇叭術練習生にあつては喇叭術練習等である卒業の上は何れも證狀を授けられる。其の職務は各艦團部隊に配置され旗旒

喇叭、發光等の通信に關する重大なる任務に服するものである。此の科に屬する三等水兵より電信術練習生となり専ら無線電信の練習をなし卒業の上は各艦に配置されて無線電信係となり通信事務を司る事になるのである。

二、機關兵 始めて入團の機關兵を五等機關兵とし教育科目は本科が機關術（船用機關の概要、機關取扱初步、焚火法）機關工業（工具取扱、工業初步）砲術等で別科が體操、水雷術初步、船體船具の名稱、端船、傳馬船の漕方、手旗信號、普通學、口達傳令法及報告法、水泳術等がある。教育期間は約六ヶ月以内であつて學期の終りに卒業試験を行ひ及第者は四等機關兵を命せられ軍艦に乗り組み海上勤務に服する事は水兵と異ならず。其職務は艦船航行の原動力たる汽器汽罐の取扱に従事するのである。殊に交戦中は各艦速力の増加が必要であるから機關兵の職責は實に重大なるものでなる。帆走を主とした昔時と異つて汽船が榮える今日の海軍に於ては機關の火を焚くのも機械に

注油するのも大に熟練せねばならぬから平時は専ら其稽古に従事し又艦船の小修理、魚雷發電機其他破損兵器の補繕をなすのである。二等機關兵以上の職に進級したならば工機學校に入學して掌電機及掌工術の練習をすることが出来る。卒業の上は證書を授與せられ相當の加俸を施與せらる。

三、木工 始めて入團の木工を五等木工とし教育科目は本科が船匠術（木工具の取扱法、簡易なる工業）潜水術初步、砲術、運用術で別科が體操、端舟、傳馬船の漕方、手旗信號、普通學、口達傳令及報告法、游泳術等であつて教育期間は約五ヶ月で學期の終りに卒業試験を受け及第者は四等木工に進級し同時に練習生を命せられ船匠術（工業、材料見積概要、製圖初步需品概要）潜水器の保存法、潜水作業、砲術、陸上工作、陸戰要務概要）運用術（船體具保存法概要、塗具類の調合及用法）等を六ヶ月練習し卒業の上は艦團部隊に補充せられるのである。其職務は軍艦或は水雷艇の小修理をなすのである。

から平素より艦體の構造を熟知し戰團中敵彈に貫通せられ海水浸入の時に際しでは直に之を防ぎて安全ならしめ又艦内にある唧筒は悉く使用上差支なきやうに注意し戰團中敵彈が我が艦内に破裂して火災を起した時に之を消し止めるのに故障がないやうにし其他潜水器の使用等に從事する。二等木工以上に進級したならば船匠練習生となることが出来る。卒業すれば證狀を授與され相當の加俸を給せられるのである。

四、軍樂生 始めて入團する軍樂生を五等軍樂生とし六ヶ月間當分のうち横須賀海兵團のみにて教育せらる。軍樂樂器取扱法及奏法、實際的音樂、管理的音樂唱歌、砲術等を本科とし體操、拳銃教練船體船具の稱呼、端船傳馬船の漕方手旗信號口達傳令及報告法水泳術等を科せらる。教育期間約五ヶ月にして學期の終りに卒業試験を行ひ及第書は四等軍樂生を命せられ普通科練習の爲め更に十ヶ月間同海兵團に於て教授を受く卒業後は艦隊司令長官の旗艦若くは

各鎮守府司令長官麾下の軍樂員となり平時戰時共に奏樂して士氣を鼓舞し祝賀葬祭禮式等の場合には凡て奏樂手となる。戰團に際しては彈藥及傷兵運搬等に服す。二等軍樂生以上に進級するときは高等科又は特修科の軍樂教程を修め卒業の上は證狀を授與さる。各證狀には相當の加俸を給せらる尙は軍樂生は屢々高位高官の宴會等に招聘せられ奏樂する事あり。斯の如き場合は特に相當の手當金を加給せらる。

五、看護 始めて入團の看護を五等看護とし教育科目は解剖學（系統解剖學概要）生理學概要、藥物學（藥物學及調劑術の概要滋養品調理法）、看護法、（看護法の概要、救急法、創傷處置法概要）繃帶術（繃帶術概要、副木用法概要）傷者運搬法（擔架操作法、諸種の運搬法）砲術が本科で、體操、船體、船具の名稱、端船傳馬船の漕方、手旗信號、普通學、口達傳令法用及報告法、水泳術等は別科である。教育期間は約六ヶ月であつて傷者運搬法、砲術、體操、船

體、船具の名稱、端船傳馬船の漕方、手旗信號は海兵團に於て其他は海兵團並に海軍病院に於て教授され學期の終りに試験を受け及第書は四等看護に進級し再び海兵團で練習して三等看護となり軍艦團隊等に補充せられるのである。其の職務は衛生に關する事及患者負傷者の治療看護の任に當るものであつて戦争の際には軍醫を助けて負傷兵の治療をなし又之を救護するを以て本分とす。二等看護卒以上に進級すれば更に海軍病院に於て看護術に關する練習をなすことが出來、卒業の上は相當加俸を給與せらる

六、主厨 始めて入團の主厨を五等主厨とし教育科目は割烹術、普通學、砲術を本科とし體操、水泳等を別科とし教育期間六ヶ月以内にして學期末に於て卒業試験を行ひ及第書は四等主厨を命ぜられ軍艦に乗り組み海上勤務の端緒に就くものとす。其職務は糧食の料理炊事々業に従事し給與會計を取扱ふものにて漸次進級三等主厨以上に進級すれば經理學校に入校して更に經理會計の

學術を練習講究することを得、卒業の上は證狀を授與せられ相當加俸を給與せらる

七、海軍志願兵下士卒の服役期限

海軍志願兵の服役期限は左の如く規定されてある、海軍兵の服役を現役豫備役に分つ現役は六箇年にして入團の日より之に服し豫備役は現役に服したる期間(卒として服役したる期間を含む)を通算して十二年とす。但し下士の豫備役期間四年未滿なるときは現役に服したる期間(卒として服役したる期間を含む)を通算して十六年を超へたる範圍内に於て豫備役の期間を四年迄延長するものとす

一、服役中禁錮の刑に處せられ又は逃亡したるものは若は許可を得て地方に赴き故なく歸着の期に後れたるもの以上處刑逃亡及歸期に後れたる日數は

服役年次に算入せず

八八

- 二、下士卒現役中本人に非れば一家の生計營る難き事故を生ずる時は本人は實狀を具し市區町村長の證明書を添へ出願する時は現役を免し豫備役に服せしむる事を得。但し絶家、廢家、再興の爲め又は養子若は人夫となりたるものは此の限りにあらず
- 三、服役期限既に満るゝも戦時或は事變に際する時若は臨時演習の舉ある時又は航海中は其期限を延ばすことあるべし

八、下士卒行狀等級及上陸

初めて入團したる志願兵は三等行狀とす但し下士として入團したるものは二等行狀とす

卒の部

- 一、三等行狀より一ケ年を経て二等行狀に陞級す
- 一、二等行狀より一ケ年を経て一等行狀に陞級す
- 一、一等行狀より一年六ケ月を経て善行章一線に陞級す
- 一、善行章一線を有するものは三ケ年毎に一線を増與し五線に至りて止む

下士の部

- 一、卒より下士に任用せられたる者の善行章若は行狀は卒たりし時に同じ
 - 一、下士に任用せられて始めて兵籍に入りたる者は二等行狀に陞級す
 - 一、二等行狀より一ケ年を経て一等行狀に陞級す
 - 一、一等行狀より一年六ケ月を経て善行章一線に陞級す
 - 一、善行章一線を有する者は三ケ年毎に一線増與し五線に至りて止む
- 但下士なりとも刑罰を受けたる者は行狀は降下す

上陸外出は左記の規則に據り之を許可す

八九

- 一 等行狀の者は四日目毎に夕食後より翌日朝食用意迄入湯上陸外出を許す
- 二 等行狀の者は六日目毎に前同様
- 三 筆行狀の者は七日目毎に晝食後より夜點檢時一時間前迄許す
- 善行章一線以上を有する下士若は卒にして善行章二線以上を有する者は隔晩に上陸を許す
- 又已むを得ざる事故を以て上陸外出を願ひ出づる時は許可せらるべし

九、給與及被服

一、海軍志願兵入團すれば即日左に列記する被服物品を交附し爾後一定の期限を経る毎に交換せしめらる

品名兵種	水兵、木工、 機關兵、看 護、主厨	軍樂生	品名兵種	水兵、木工、 機關兵、看 護、主厨	軍樂生
------	-------------------------	-----	------	-------------------------	-----

禮服	三	一	袴	鈞	二
軍服	三	靴	靴	機關兵ノミ	二
夏服	三	靴	下	六	六
胴衣	二	短	劍	一	一
外套	一	劍	帶	一	一
雨衣	一	前	立	毛	一
禮服帽	一	毛	布	三	三
帽覆	三	布	團	覆	二
夏服略帽	一	衣	囊	一	一
襦袢	三	腹	卷	一	一
中着	二	折	メ	ス(水兵ノミ)	一
中着襟	二	折	ヌ	紐(水兵ノミ)	二

二、酷暑及酷寒の季節に際すれば夏季十五日以内冬季は十日以内の休暇を與へらる。又百日以上の航海を終へ歸港したるものには十日以内の休暇を與へらる。是等の場合には何れも其日數に應じ食料を計算して給與せらる

十二、外泊及下士卒集會所

一、海軍下士卒は各々等級と年數の新古に依り六日に一回、四日に一回或は隔日に外泊を許るるを以て陸上の海兵團水雷團在勤の者は勿論軍艦乗り組みの人々も軍港所在地に在りては何れも數人合宿する下宿がある。其下宿も軍人なれば至極安く食事は艦團にて食すれば單に宿泊のみなれば其泊數に應じ一ヶ月小額の下宿料を仕拂へべきものである

二、海軍下士卒の爲に各鎮守府及海兵團要港部所在地には何れも下士卒集會所なるものありて入浴、宿泊、集會、圖書新聞雜誌の閲覽日用品及飲食物の供

給遊戯等の設備あれば休日をも愉快に貴重なる金錢を徒費する事なく遊び暮す事が出来るのである今其設備の概略を述べれば

一、浴場 入浴無料

一、寢室 使用料下士五錢 卒三錢

一、展覽室 精神修養的圖書を始め軍事教育に關する書籍新聞雜誌

一、遊戯品 圍碁數面、將碁盤數面、擊劍道具八組「フットボール」數組

「ベースボール」二組、柔道稽古衣十組以上樂器和洋數種射的場大弓場

一、飲食物 酒類及清涼劑 二、日用品 三、菓子、汁粉、鮎、煙草、

麵類、辨當、寫真、靴修繕、理髮

三、集會所に宿泊する時は下宿料を節約するのみならず諸事經濟にして且翌朝歸艦團の時刻には集會所より一定の時間に起床を報するを以て遅刻する憂な

く安全に就眠休息する事も出来て至て便利である

十二、海軍下士卒官職等級及進級

少尉 官	准士官	一等下士	二等下士	三等下士	一等卒	二等卒	三等卒	四等卒	五等卒
高等官	判任一等	判任二等	判任三等	判任四等	一等水兵	二等水兵	三等水兵	四等水兵	五等水兵
兵曹長	上等兵曹	一等兵曹	二等兵曹	三等兵曹	一等軍樂	二等軍樂	三等軍樂	四等軍樂	五等軍樂
軍樂長	軍樂師	一等船匠	二等船匠	三等船匠	一等木工	二等木工	三等木工	四等木工	五等木工
船匠長	船匠師	一等機關	二等機關	三等機關	一等看護	二等看護	三等看護	四等看護	五等看護
機關長	曹	一等看護	二等看護	三等看護	一等主厨	二等主厨	三等主厨	四等主厨	五等主厨
看護長	看護師	一等筆記	二等筆記	三等筆記	一等主厨	二等主厨	三等主厨	四等主厨	五等主厨
筆記長	上等筆記	一等厨宰	二等厨宰	三等厨宰	一等主厨	二等主厨	三等主厨	四等主厨	五等主厨

進級

一、新たに入團したる五等卒は規定の練習中と雖も四等卒に進級せしめられ初

めて定員として艦隊等に配置せらる

四等より三等卒に進級するには	海上勤務四箇月半	又は	陸上勤務六箇月
二等卒より一、二等卒に進級するまで	右同	六箇月	同
一等より三等下士に進級するには	右同	一箇年	同
三等下士より二等下士に進級するには	右同	一箇年	同
二等下士より一等下士に進級するには	右同	一箇年六月	同
一等下士より准士官に進級するには	右同	二箇年	同
准士官より兵曹長及同相當官に進級するは	六箇月以上を	超へて	技能優秀なる者より撰拔す

但し兵曹長及機關兵曹長は特撰に依り中尉又は機關中尉に進級せしめらる
戦時事變に際しては本表進級年數の定規を履まず期限を半限し又試験を行
はず進級せしむることあり

7
3
27

左の場合にありては停年に關せず任用せしむることを得

一、敵前に於て殊勳を奏したる時

二、戦時に在て人員多く缺乏し叙任の定規を履む能はざるとき

十四、海軍下士卒俸給

俸 給(准士官以上は年俸、下士卒は日給)

兵曹長同相當官	特別	千二百圓三十錢			准士官
	一級	九百八十五圓五十錢			
二級	一等下士	二級	三級	四級	准士官
		九百五十圓二十錢	六百十三圓二十錢	六百四十四圓二十錢	
一級	一等下士	一級	二級	三級	准士官
		八十五圓	五十圓	四十圓	

5520
9930
47
1970
222
3
160
4
12037
210
17
57
14
240
240
12154020
48
60

十五、海軍下士卒加俸及諸手当

左記の證書を有するものは一日に六錢づゝの加俸を給せらる

- 高等科一等掌砲證狀、高等科一等掌水雷證狀、高等科一等掌機證狀、高等科一等掌電信證狀、一掌帆等證狀、軍樂修業證狀、高等科一等掌信號證狀

左記の證狀を有するものは一日に付金五錢づゝの加俸を給せらる

- 善行章五線、高等科二等掌砲證狀、普通科一等掌砲證狀、高等科二等掌信號

考備	三級	七十二錢	二級	四十七錢	二級	三十七錢
	四級	六十錢		四十七錢		三十七錢
外國派遣中、通信不便の地に勤務中、外國へ航海中は本人の望に依つて其の俸給を官より直に家族に下渡される	一等卒	二十六錢	二等卒	二十二錢	三等卒	十九錢
	二等卒	二十二錢	四等卒	十五錢	五等卒	九錢
	一等卒	二十六錢	二等卒	二十二錢	三等卒	十九錢
	二等卒	二十二錢	四等卒	十五錢	五等卒	九錢
	一等卒	二十六錢	二等卒	二十二錢	三等卒	十九錢

證狀、高等科二等掌電信證狀、普通一科等掌電信證狀、一等船匠證狀、高等科二等掌機證狀、普通科一等掌機證狀、高等科二等掌電機證狀、普通科一等掌電機證狀

左記の證狀を有する者は一日に付金四錢づゝの加俸を給せらる

善行章四線、二等信號證狀、普通科二等掌電機證狀、普通科二等掌砲證狀、普通科二等掌水雷證狀、一等掌厨證狀、普通科二等掌機證狀、普通科二等掌電信證狀、一等掌角證狀、二等船匠證狀

左記の者は一日に付き金三錢づゝの加俸を給せらる

善行章三線を有する者、普通科二等掌電信證狀、二等掌角證狀、教員の職にある者、二等掌厨證狀

其他善行章二線を有する者は一日に金二錢同一線を有する者は一日金壹錢づゝの加俸を給せられた下士卒にして水底事業若くは難破船漂流人の救助其他非常

の場合に於て勞働せしむる時は一日金二十五錢以内の手當金を支給せらる
下士卒暑氣百二十日間又は熱帶地方に於て艦船中にて醸氣中機關部の作業に従事し又厨房の作業に服する時又は北緯三十度以南の陸地に於て醸氣中機關部の作業に従事する時は其等級に依り一日十二錢以内の手當金を支給せらる

航海 加俸

准士官、下士卒にして艦船、驅逐、水雷艇に乗り込熱帶及寒帶其他外洋航海中又は碇舶中は各其の等級に依り左記の加俸を給せらる

准士官 二十錢以上壹圓以下 下士 四錢以上二十錢以下

一、二等卒 三錢以上十五錢以下 三、四等卒 二錢以上十二錢以下

五等卒 一錢以上五錢以下

驅逐艦、水電艇、砲艦等の乗組員には左記の加俸を給せらる

准士官 廿錢以上壹圓五十錢以下 下士 四錢以上五十錢以下

一、二等卒 金三錢以上三十錢以下 三、四等卒二錢以上三十錢以下

家族扶助料

志願兵にして家族あるものは家族扶助料として一ヶ年金十圓二十錢を給せらる

再服役手當金

海軍志願兵一期の年限を三ヶ年とし再服役を爲す者には第一期は金十五圓第二期は金二十圓第三期以上は毎期金二十五圓の手當金を給せらる

十六、叙位叙勳

准士官下士にして滿十五年以上勤績し其功勞あるものには左の如く位階を授けらる

- 從八位 三等下士 正八位 二等下士
- 從七位 一等下士准士官

准士官下士にして從七位に叙せられ滿五年を経過し勤勞あるものは正七位に叙せらる。其より滿十年を経て勤勞顯著のものは從六位に進階することあり隨て各叙勳せらるゝのである

十七、海軍々人恩給規定

軍人の恩給に六種あり退職恩給、免除恩給、増加恩給、賑恤金、給助金、扶助料是なり。退職恩給、免除恩給及増加恩給並に寡婦の扶助料は終身、孤兒の扶助料は年齢二十才に至るまで、賑恤金、給助金は一時限り之を給せらる
退職恩給は准士官以上左に掲ぐる事項の一に當る時之を給す

- 一、現役十一年以上にして定限の年齢に達し又は定限の年齢に達せざるも傷痕を受け若くは疾病に罹り服役に堪へず退職したるとき
- 二、戦闘及戦時平時に拘らず公務の傾瘕を受け一肢以上の用を失ひ若くは之に

準すべき者にして退職したる時

104

三、戦地に於て流行病に罹り又は戦時平時に拘らず公務の爲め健康に有害なる感動を受くるを願ふる事能はずして勤務に従事し爲に一肢以上の用を失ひ若は之に準すべき者にして退職したる時

四、現役十一年以上にして未だ定限の年齢に達せずと雖休職停職満期若は諭旨に依て退職したる時

免除恩給は下士以下左に掲ぐる事項の一に當るとき之を給す

一、現役十一年以上にして定期の年齢に達し又は定限の年齢に達せざるも服役満期となり或は傷痕を受け若くは疾病に罹り服役に堪へず免官若くは現役を免除したる時

二、公務負傷又は公務の爲に健康に有害なる感動を受くるを願ふる事能はずして勤務せしに原由し免官若くは現役を免除したるとき

増加恩給は戦闘及戦時平時に拘らず公務の爲め傷痕を受け若くは疾病に罹り左に掲ぐる事項の一に當る者に退職恩給、免除恩給の外特に給するものとす

一、兩眼を盲し若くは二肢以上を亡したる時

二、前項に準すべき傷痕を受け若くは疾病に罹りたる時

三、一肢を亡し若くは二肢の用を失ひたる時

四、前項に準すべき傷痕を受け若くは疾病に罹りたる時

五、一眼を盲し若くは一肢の用を失ひたる時

六、前項に準すべき傷痕を受け若くは疾病に罹りたる時

賑恤金は下士以下戦闘又は公務負傷の爲め若くは公務に原由する疾病に罹るも輕症にして免除恩給を受けざる者に給するなり

救助金は下士以下現役中死没し若くは現役四年以上十一年未滿にして現役を離れ退職恩給、免除恩給を受けざる者に給す

105

退職恩給、免除恩給、増加恩給を受くる者重罪の刑に處せられ若くは日本臣民たるの分限を失たる時は恩給は剝奪せらる。又左の事項の一に當る時は其間停止せらる

一、再び現役に就き若くは文官判任官以上に任じ政府よ俸給を受くる時但し商業を營む事を官職に在る時は此限にあらず

二、公權を停止せられたるとき

増加恩給は公權を停止せられたる場合にあらざれば停止されず

扶助料は軍人にして戦闘又は公務に原由し死亡したる時又は恩給を受け又は受く可き權利を有して死歿したる時其寡婦に給與さる。寡婦無き時は孤兒に又寡婦孤兒なきか、或は死亡せし時は其父母祖父祖母に給與さるゝなり

十八、海軍筆記任用試験

海軍筆記は一般志願者中身體検査及學術試験に合格した者及海軍筆記適任證書を有する現役卒より任用するのである。次の諸項に觸れない者ならば志願者の資格を有するのである

イ、年齢二十年未滿及三十三年以上の者

ロ、禁錮以上の刑に處せられた者

ハ、破産若しくは家資分散の宣告を受けて復權を得ない者又は身代限の處分を受け債務の辨償を終へない者

ニ、品行不良の者

海軍筆記任用試験に關する要件に就いては其の都度鎮守府で官報や新聞紙上に公告をする。志願者は其の公告に従ひ願書に履歷書を添へて鎮守府に差出すのである。試験は身體検査に合格した後、學科試験を受けるのである

學科試験科目は次の如くである

- イ、讀書 漢文、歴史類、諸規則
- ロ、作文 通俗文、記事文
- ハ、算術 四則(但筆算珠算共)
- ニ、書法 階、行、草

首尾よく試験合格して採用になつた者は總て三等筆記に任用される。三等筆記は三等兵曹に相當し海軍下士の階級である。豫備役にある海軍下士、豫備役にある海軍卒も筆記を志願することが出来る、漸次進級して少尉相當官たる筆記長となる事も出来得るのである

(終)

大正五年十月一日印刷
大正五年十月五日發行

高等海員になる迄奥付

定價金三十錢



編輯兼發行者 伊藤松世
東京市本郷區森川町一番地

印刷者 中川宗一
東京市芝區愛宕下町二丁目

印刷所 邦文社
右同所

發行所 東京市本郷區森川町一番地 光文書院
振替口座東京二〇二四三番

318

335

終